

福岡県公報

平成18年11月8日
第2604号

目 次

告 示 (第2182号-第2204号)

○養鶏振興法に基づくふ化業者の登録	(畜産課) 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) 2
○市の字の区域の変更	(地方課) 2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 5
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 5
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 6
○土地改良事業の変更の協議の適否決定	(農地計画課) 6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 6
○土地改良区の役員の就任	(農地計画課) 7
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 8

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(商業・地域経済課) 9

(農地計画課) 9

公 告

○落札者等の公示 (警察本部会計課) 9

○都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) 10

○都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) 11

雑 報

○福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の概要

(生活衛生課) 11

告 示

福岡県告示第2182号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のようにふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により公示する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	登録業者		ふ 化 場		登録年月日
	名 称	住 所	名 称	所 在 地	
18- 2	株式会社久留米孵卵場	久留米市御井町字堀ノ上1581の15	株式会社久留米孵卵場 基山工場	佐賀県三養基郡基山町長野380の7	
18- 3	株式会社村田孵化場	久留米市上津町字向野2228の588	株式会社村田孵化場	久留米市上津町字向野2228の588	
			株式会社山形種鶏場	遠賀郡岡垣町中央台2丁目9番16号	

18-4	株式会社山形種鶏場	遠賀郡岡垣町中央台2丁目9番16号	株式会社山形種鶏場 熊本支店	熊本県球磨郡錦町西字松葉1336の5		平成18年11月1日
			株式会社山形種鶏場 宮崎支店	宮崎県西諸県郡野尻町大字三ヶ野山2448の1		
18-5	株式会社香月孵化場	田川市新町8番30号	株式会社香月孵化場 夏吉孵化場	田川市大字夏吉2700番地の1		
18-6	株式会社後藤孵化場 九州営業所	朝倉郡筑前町栗田2680	株式会社後藤孵化場 九州営業所	朝倉郡筑前町栗田2680		

福岡県告示第2183号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市稻元字砂入1028番2及び1030番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

嘉麻市鴨生94番地19

サンコーケアライフ株式会社 代表取締役 藤井 義則

福岡県告示第2184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	一丁田久留米線 停車場	前	久留米市中央町2番48先から 同市城南町3番24先まで	13.0 ～ 21.0	268.0
			後	同上	13.0 ～ 21.0	268.0
			後	同上	13.0 ～ 23.0	291.0

福岡県告示第2185号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、嘉麻市長から嘉麻市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、南嘉穂地区の土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を嘉穂才田字嶋巡りに編入する。

	字	地番
嘉穂才田	京 田	1492の1の一部
この区域に隣接する水路である公有地の全部		

2 次の区域を嘉穂才田字京田に編入する。

	字	地番
嘉穂才田	大 谷	1465の2、1465の3、1468の2から1468の4まで
この区域に隣接する道路である公有地の全部並びに字大谷1463、1464、1468の1、1524の1、1528の3に隣接する字大谷の道路である公有地の全部		

3 次の区域を泉河内字ナラ川に編入する。

	字	地番
泉河内	ヒラタニ	55の一部

4 次の区域を泉河内字粕塚に編入する。

	字	地番
泉河内	ヒラタニ	46の一部、47の一部

5 次の区域を泉河内字堀田原に編入する。

	字	地番
泉河内	柳ノ本	2110の一部
この区域に隣接する水路である公有地の全部		

6 次の区域を小野谷字中添に編入する。

	字	地番
小野谷	中添	640の3の一部、641の1の一部、641の2、643の1の一部、643の2
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに字中添683、685の1、687の4に隣接する道路である公有地の一部		

7 次の区域を小野谷字石井浦に編入する。

	字	地番
小野谷	石井	1289の3、1289の4
字中尾824の3、字石井浦1269の1、1274に隣接する字中尾の水路である公有地の一部、字一天1624に隣接する水路である公有地の全部		

8 次の区域を小野谷字貴船田に編入する。

	字	地番
小野谷	石井浦	1269の1の一部
	一天	1626の2
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに字一天1624、1626の1に隣接する字一天の水路である公有地の全部		

9 次の区域を小野谷字中尾に編入する。

	字	地番
小野谷	石井浦	1274の一部

福岡県告示第2186号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成1年3月10日農林水産省告示第336号（1及び2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2187号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年8月6日農林水産省告示第1145号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2188号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年12月23日農林水産省告示第2086号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2189号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年7月8日農林水産省告示第1145号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2190号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年2月8日農林水産省告示第258号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2191号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年4月19日福岡県告示第632号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 變更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2192号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月21日農林水産省告示第1587号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 變更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2193号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月21日農林水産省告示第1602号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 變更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2194号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年1月26日農林水産省告示第196号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 變更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2195号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年6月23日農林水産省告示第1038号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2196号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年10月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人夢つむぎ

(2) 代表者の氏名

佐光 敏成

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区黄金二丁目4番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会就労を願う障害者に対して、就労支援に関する事業を行い、差別のない地域社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第2197号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項に基づいて、同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業計画の変更を平成18年10月19日付けで適当であると決定したので、同法第96条の3第5項に基づいて同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
久留米市	牧地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成18年11月8日から 平成18年12月7日まで	久留米市役所

福岡県告示第2198号

浮羽郡大石堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
大熊正一	朝倉市上寺622番地1

2 就任理事

氏名	住所
井上盛	朝倉市上寺1005番地

福岡県告示第2199号

山川地区土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住所
松尾朴	山門郡山川町大字重富290番地
加藤久仁男	" " 大字甲田2248番地1
柿原廣典	" " " 1008番地2
松尾一美	" " 大字立山1257番地
坂梨誠治	" " " 773番地

2 就任監事

氏名	住所
築地原克己	山門郡山川町大字甲田512番地
松尾義勝	" " 大字立山120番地

福岡県告示第2200号

黒土西部第二土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
福田浩	豊前市大字塔田166番地

福岡県告示第2201号

豊前市森田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
宮本求	豊前市大字四郎丸350番地
杉永勝	" " 234番地1
田中辰藏	" " 200番地
清水トミコ	" " 430番地
加来孝幸	" " 536番地1
仲信雄	" " 500番地1
松本正之	" " 631番地
上野英一	" " 714番地
湯越壽美子	" " 649番地
中本三省	" 大字八尾12番地
藤本保彦	" 大字四郎丸610番地1
木野本憲治	" 大字八尾14番地

2 退任理事

氏名	住所
高野基信	豊前市大字四郎丸309番地

加來洋二	〃	542番地
------	---	-------

3 就任理事

氏名	住所
宮本求	豊前市大字四郎丸350番地
杉永勝	〃 234番地 1
田中文夫	〃 212番地 1
中嶋榮二	〃 33番地
荻田恭子	〃 539番地
仲廣司	〃 498番地 2
仲美代治	〃 634番地 2
上野英一	〃 714番地
湯越壽美子	〃 649番地
中本三省	〃 大字八尾12番地
中本守	〃 大字四郎丸668番地
木野本憲治	〃 大字八尾14番地

4 就任監事

氏名	住所
高野基信	豊前市大字四郎丸309番地
加來洋二	〃 542番地

福岡県告示第2202号

苅田町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
----	----

古田功	京都郡苅田町大字谷827番地
松下重敏	〃 大字上片島1222番地 7
村上一正	〃 大字山口1868番地
日比原時彦	〃 大字稻光710番地 148
林銑十郎	〃 1679番地 1
浦田松雄	〃 大字葛川52番地 1
吉本良孝	〃 大字法正寺346番地 1
西田榮一郎	〃 大字黒添336番地
野川喜代志	〃 大字鋤崎543番地
川水惠身	〃 大字岡崎251番地
笠村夫	〃 大字上片島2112番地
中山安正	〃 大字下片島172番地 4
白石説而	〃 大字新津529番地
高城節生	〃 大字二崎368番地 13

2 退任理事

氏名	住所
飯田昭夫	京都郡苅田町大字山口469番地
猪本又三	〃 大字下片島1032番地 1
井本繁	〃 大字与原641番地 1

3 就任理事

氏名	住所
古田功	京都郡苅田町大字谷827番地
松下重敏	〃 大字上片島1222番地 7
古宮浩司	〃 大字山口1320番地
飯田昭夫	〃 469番地
松蔭悟日梅	〃 大字稻光1020番地
浦田松雄	〃 大字葛川52番地 1

吉本 良孝	〃 〃 大字法正寺346番地1
小園 正美	〃 〃 大字黒添338番地
向井 富士美	〃 〃 大字鋤崎691番地1
川水 恵身	〃 〃 大字岡崎251番地
笠村夫	〃 〃 大字上片島2112番地
中園史郎	〃 〃 大字下片島932番地2
白石 説而	〃 〃 大字新津529番地
高城 節生	〃 〃 大字二崎368番地13

4 就任監事

氏名	住所
井本 繁	京都郡苅田町大字与原641番地1
林 銑十郎	〃 〃 大字稻光1679番地1
中山 安正	〃 〃 大字下片島172番地4

福岡県告示第2203号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 福岡東サティ
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字御手洗字高原6 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年10月27日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
大川市大字九網、津、小保及び一木 (大川中部第2地区)	換地計画書の写し	平成18年11月8日から 平成18年12月7日まで	大川市役所

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 落札に係る特定役務の名称
X線マイクロアナライザー賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成18年10月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名

日通商事株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区下呂服町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

47,061,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成18年8月25日

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

(1) 福間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 福間都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年12月5日 午後7時から9時まで

(2) 場所

福津市役所 福間庁舎2階大会議室（福津市中央1丁目1番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 福間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要

同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

(ア) 都市づくりの基本理念

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(ア) 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画の決定等の方針

(ア) 土地利用に関する方針

(イ) 都市施設の整備に関する方針

(ウ) 市街地開発事業に関する方針

(エ) 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(2) 福間都市計画区域区分の変更の案の概要

市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(3)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(3) 閲覧

同案については、平成18年11月8日から同月22日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び福津市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年11月22日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 篠栗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 篠栗都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年12月7日 午後7時から9時まで

(2) 場所

篠栗町役場 2階中会議室（糟屋郡篠栗町大字篠栗4855番地5）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 篠栗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要

同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

ア) 区域区分の方針

(2) 篠栗都市計画区域区分の変更の案の概要

人口フレームを次のように変更する。

年 次	平成12年	平成22年
区 分		
都市計画区域内人口	27.9千人	32.6千人
市街地内人口	25.7千人	30.2千人

(3) 閲覧

同案については、平成18年11月8日から同月22日までの間、福岡県建築都市部都

市計画課及び篠栗町建設課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年11月22日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

雑報

福岡県生活衛生営業審議会公告

公衆浴場入浴料金の今後のあり方についての答申案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第8条第1項の規定により、提出された意見の要旨及び知事への答申について次のとおり公表します。

平成18年11月8日

福岡県生活衛生営業審議会会长 衛藤卓也

1 提出された意見の要旨

(1) 期間内に提出された意見の総数 0件

2 知事への答申

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条に基づく料金の指定については、大人は現行の380円から30円の値上げを行い410円とし、中人、小人はそれぞれ170円、60円のまま据え置くことが適當である。

料金の改定は、平成18年12月1日からとすることが適當である。

(理由)

- 1 昨年から原油価格の高騰が継続しており、公衆浴場営業者から料金引き上げの要望がなされたこと。
- 2 このほど県が実施した公衆浴場経営実態調査結果に基づき、収入及び必要経費の両面から算定した仮定料金単価は大人ベースで411円であり、現行料金380円との差額は31円であったこと。
- 3 答申後、一定の周知期間を経て速やかに実施することが望ましいことから、今回の答申に基づく改定は本年12月1日からとすることが適當と考えられること。

(補足意見)

県及び市町村におかれては、これまで普通公衆浴場の経営の安定と確保を目的に所要の助成措置が講じられているところである。

しかし、昨今の燃料費の高騰など、普通公衆浴場業を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増している。

普通公衆浴場に課せられた自家風呂を持たない住民に対する入浴機会の提供という社会的使命や高齢者をはじめとする地域住民相互の交流の促進といった役割を充分に斟酌され、今後とも公的助成の充実、代替燃料等の情報収集及び提供、さらに、独自事業の宣伝方法や普通公衆浴場の新たな活用方法の検討など、その振興による施設の確保に努める必要がある。